

審査会提出資料

(諮問第 43 号)

1	諮問書	1
2	情報公開制度への手数料の導入について	2

春日井市情報公開・個人情報保護審査会

会長 近藤 真 様

春日井市長 伊 藤 太

春日井市情報公開制度の運営に関する重要事項について（諮問）

春日井市情報公開・個人情報保護審査会条例第 2 条第 2 項に基づき、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

公文書の開示に係る手数料の導入について

2 諮問理由

春日井市情報公開条例は、市民等の知る権利を尊重し、公文書の開示請求権を明らかにし、市が市政に関して市民等に説明する責任を明確にすることを目的として、平成 13 年 4 月 1 日に施行されました。これまで、市は情報公開制度を利用する市民等の請求に応えることで、行政の説明責任を果たしてきており、その結果、情報公開制度は市民等に浸透したと考えています。

しかし、請求件数が昨年から急増し、今年度は 9 月末現在で既に昨年度の請求件数に迫り、今後も請求件数は増加していくとみられ、職員の情報公開事務に従事する時間も増加していくことは、十分に考えられます。

情報公開制度は、行政の説明責任を明確化するものであり、当市では、開示請求者に対し、開示を受ける公文書の写し等に関して実費負担を求めています。現在、手数料は徴収していません。しかし、情報公開事務は特定の者のために行われるものであり、その結果、受益を受ける者とそうでない者との公平性を欠く一面もあることから、開示請求者に情報公開事務に要する費用の一部を手数料として負担してもらうことの是非について貴審査会の意見を求めます。

情報公開制度への手数料の導入について

1 情報公開制度の概要

- (1) 概 要 市の保有する公文書を市民等からの求めに応じて開示する制度。この制度によって、市民等は公文書の開示を請求する権利が保障され、原則として、市は公文書を開示しなければならないという義務が発生すると同時に、市政に関しての説明責任が明確にされる。
- (2) 役 割 市民等がより様々な情報の提供を受けられることで、制度の適正な運用を通じ、市の行政運営の公開性の向上を図り、もって、市政への市民参画の推進と開かれた市政の実現を目的とする。
- (3) 施 行 日 平成 13 年 4 月 1 日
- (4) 対象文書 施行日以後に作成された公文書（施行日前の公文書は任意的開示申出で対応）
- (5) 請求権者 広義の住民（それ以外の者は任意的開示申出で対応）
- (6) 費用負担 開示請求に係る手数料は無料。ただし、公文書の写しの交付を受ける場合は、写しの作成及び送付に要する費用は実費負担（以下参照）。

種別	開示の方法		写しの作成に要する費用の額
1 文書又は図画(第2項及び第3項に該当するものを除く。)	複写機により複写したものの交付	一色刷り	1 枚につき 10 円(A3 判以下の大きさの用紙に限る。)
		多色刷り(カラー)	1 枚につき 100 円(A3 判以下の大きさの用紙に限る。)
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付		1 枚につき 10 円(A3 判以下の大きさの用紙に限る。)
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付		春日井市指定物品等単価表に定める額
4 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付		1 巻につき 160 円(記録時間 120 分のものに限り。)
5 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付		1 巻につき 250 円(記録時間 120 分のものに限り。)
6 電磁的記録(第4項及び第5項に該当するものを除く。)	用紙に出力したものの交付		1 枚につき 10 円(A3 判以下の大きさの用紙に限る。)
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付		春日井市指定物品等単価表に定める額
	光ディスクに複写したものの交付		1 枚につき 100 円(CD-R に限り。)

備考

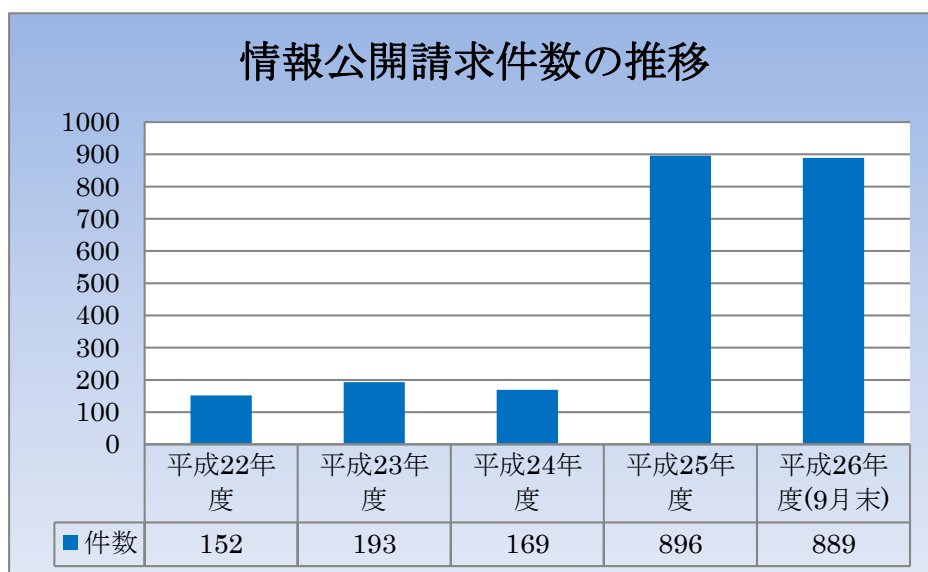
- 1 第1項、第2項及び第6項(用紙に出力したものの交付に限る。)の場合において、両面印刷を行うとき

は、片面を1枚として額を算定する。

- 2 第4項から第6項(用紙に出力したものの交付を除く。)までの場合において、複写する媒体を持参したときは、写しの作成に要する費用の額は、無料とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、委託等の方法により写しの作成を行う場合は、当該委託等に要する費用の額とする。

2 情報公開制度の現状

平成24年度までの請求件数は、概ね150～200件程度で推移してきたが、昨年度から急激に請求件数が増大し、今年度は、9月末で既に889件の請求がなされている。当市に対する請求件数は近隣自治体と比較しても突出している状況にある。



近隣自治体との請求件数の比較

自治体名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
春日井市	193 件	169 件	896 件
豊橋市	316 件	464 件	476 件
豊田市	654 件	285 件	449 件
岡崎市	253 件	438 件	485 件
一宮市	92 件	71 件	99 件
瀬戸市	110 件	140 件	118 件
小牧市	35 件	40 件	61 件
尾張旭市	48 件	49 件	39 件

昨年度から同種の請求が、期間を区切り反復してなされており、今後同様のペースで続くと今年度は1,500件程度の請求が見込まれ、来年度以降も引続き同様の状態が続くことが考えられる。

今年度9月までの各月の請求件数及びそれに係る事務処理時間及び人件費については、次のとおりである。

請求月	請求件数（件）	事務処理時間（時間）	人件費（千円）
4月	248	1014	2,170
5月	160	836	1,735
6月	154	706	1,442
7月	156	663	1,282
8月	14	153	386
9月	157	未集計	未集計

事務処理時間及び人件費については、開示請求に係る事務に従事した課から、従事した職員の職位及び従事した時間を報告させ、集計したものである。人件費については、各職位の平均月給を算出して計算した。なお、情報公開窓口である総務課文書担当が情報公開事務に従事した時間は、含めていない。

4月から8月までの請求計732件に要した事務処理時間は3,372時間であり、これは職員の1日の勤務時間（7時間45分）の約435日分に相当する。なお、請求1件当たりにより要した事務処理時間は約4.6時間、人件費は約9,500円となっている。

3 市の費用負担に対する考え方について

情報公開制度は、市民等の知る権利を尊重し、市が市政に関して市民等に説明する責任を明確にするものであり、広く利用されるべきものである。また、市は情報公開請求手続きによらずとも、市民等がより多くの情報を入手できるよう市ホームページや情報コーナーにおける資料の閲覧、会議の公開など積極的な情報提供を行ってきた。

しかし、前述したとおり、請求件数が昨年度から増加しており、情報公開事務に係る行政コストが増大している。情報公開請求に関する事務については、特定の者（請求者）に対するものであり、その結果、その者自身の受益となる一面もある。そうすると、請求をしない者との行政コストに係る費用負担の公平性を欠くため、「知る権利」の本質的な部分に基づく事務の経費は一般行政コストとして市が負担をするが、受益者負担の観点から、請求に要する事務の経費の一部を請求者（受益者）が負担するという考え方をすべきである。

なお、春日井市は広義の住民（※1）にのみ請求権を認め、それ以外の者については任意的開示申出で対応しているが、情報公開事務に要する経費はどちらにも違いがないことから、請求権者の区別なく負担をすべきである。

ただし、春日井市手数料条例（平成12年条例第5号）の規定と同様に、生活保護法の規定に基づく生活扶助を受けている者等に対しては、情報公開請求が生活に負担とな

らないように減免等の配慮を考える必要がある。

4 他市等の手数料について

現在、開示請求手数料(※2)を徴収している自治体は 21 団体、開示実施手数料(※3)を徴収している自治体は 117 団体である。(※4)

国は、民主党政権時に開示請求及び開示実施手数料の廃止等を検討していたが、今のところ、廃止には至らず、両方の手数料を徴収している。また、自治体によっては、開示請求者によって徴収する手数料の額が異なる場合もある。

5 条例等の改正について

手数料を設定することになれば、条例等の改正等が必要になる。改正が必要な条例等は次のとおりである。

(1) 春日井市情報公開条例（平成 12 年条例第 40 号）

(費用負担)

第 17 条 第 15 条の規定に基づき、公文書の写しの交付(電磁的記録についてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(2) 春日井市情報公開条例施行規則（平成 12 年規則第 46 号）

(3) 公文書及び保有個人情報の写しの作成に要する費用の額（平成 15 年告示第 28 号）

※1 広義の住民とは、(1)市内に住所を有する者、(2)市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、(4)市内に存する学校に在学する者、(5)実施機関が行う事務又は事業に具体的利害関係を有するものを指す。

※2 開示請求手数料とは、申請手数料に相当するものを指す。

※3 開示実施手数料とは、開示が行われる場合のみ徴収されるものを指す。

※4 出典 泉佐野市総務部総務課 道井 渉「自治体における情報公開制度の現状と受益者負担の在り方—情報公開手数料についての一考察—」 マッセ Osaka 研究紀要 16 号（平成 25 年）121 頁

No.	組織レベル	自治体名	請求手数料	実施手数料【閲覧】	実施手数料【写しの交付】 白黒コピー	実施手数料【写しの交付】 カラーコピー	実施手数料【写しの交付】 CD-R	実施手数料【視聴】	その他調整規定
	特例市	春日井市	0円/件	0円/件	10円/枚	100円/枚	100円/枚 ※媒体持参なら無料	0円/巻	
1	国	国	300円/件 書面 200円/件 オンライン	100円/100枚までごとに	10円/枚	20円/枚	100円/枚 +1ファイルごとに210円	290円～680円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するま では、公開の実施は無料
2	独立行政法人	郵便貯金・簡易 生命保険管理機 構	300円/件	100円/100枚	10円/枚	70円/枚	70円/枚 +1ファイルごとに220円	290円～400円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するま では、公開の実施は無料
3	独立行政法人	日本司法支 援センター	300円/件	100円/100枚	10円/枚	20円/枚	100円～120円/枚 +1ファイルごとに210円	290円～410円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するま では、公開の実施は無料
4	国立大学法人	京都大学	300円/件	100円/100枚	10円/枚	20円/枚	100円/枚 +1ファイルごとに210円	290円～680円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するま では、公開の実施は無料
5	国立大学法人	名古屋大学	300円/件	100円/100枚	10円/枚	20円/枚	100円/枚 +1ファイルごとに210円	290円～410円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するま では、公開の実施は無料
6	都道府県	東京都	0円/件	10円/枚 ※1件名につき100円が限 度	10円/枚 ※1件名につき100円が限度 +20円/枚	10円/枚 ※1件名につき100円が限度 +100円/枚	100円～300円/件 +100円～290円/枚・巻	300円～400円/巻1回	開示に2度応じなけれ ば、開示したものとみな し手数料を徴収
7	都道府県	香川県	0円/件	200円/件	200円/件 +10円/枚	200円/件 +100円/枚	200円/件 +CD-R1枚ごとに300円	200円/巻・枚1回	写しの作成に要する費用 は実費負担
8	中核市	横須賀市	300円/件	100円/100枚1回 ※許認可は、申請ごとに1 件	A4 20円/枚 A3 20円/枚	A4 50円/枚 A3 80円/枚	150円/枚 +100キロバイトまでごとに200円	100円/1巻・1回	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するま では、公開の実施は無料
9	特例市	川口市	0円/件	100円/件 広義住民 200円/件 その他	100円/件+10円/枚 広義住民 200円/件+10円/枚 その他	100円/件+実費相当額 広義 住民 200円/件+実費相当額 そ の他	100円/件+実費相当額 広 義住民 200円/件+実費相当額 そ の他	100円/件 広義住民 200円/件 その他	写しの作成に要する費用 は実費負担
10	特例市	越谷市	0円/件	0円/件 広義住民 200円/件 その他	0円/件+10円/枚 広義住民 200円/件+10円/枚 その他	0円/件+実費相当額 広義住 民 200円/件+実費相当額 そ の他	0円/件+実費相当額 広義 住民 200円/件+実費相当額 そ の他	0円/件 広義住民 200円/件 その他	写しの作成に要する費用 は実費負担
11	特例市	草加市	200円/件 広義住民 400円/件 その他	20円/面 広義住民 40円/面 その他	20円/面+10円/枚 広義住民 40円/面+10円/枚 その他	20円/面+50円(A4).80円 (A3)/枚 広義住民 40円/面+50円(A4).80円 (A3)/枚 その他	規定無し	200円/件 広義住民 400円/件 その他 +実費相当額	写しの作成に要する費用 は実費負担
12	特例市	熊谷市	0円/件	0円/件 広義住民 200円/件 その他	0円/件+10円/枚 広義住民 200円/件+10円/枚 その他	0円/件+20円/枚 広義住民 200円/件+20円/枚 その他	規定無し	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担
13	特例市	吹田市	0円/件	0円/件 広義住民 300円/件 その他	0円/件+10円/枚 広義住民 300円/件+10円/枚 その他	0円/件+50円/枚 広義住民 300円/件+50円/枚 その他	0円/件+100円/枚 広義住 民 300円/件+100円/枚 そ の他	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担
14	特別区	板橋区	0円/件	0円/件 ※許認可等は300円/件	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担
15	特別区	品川区	0円/件	300円/件	300円/件+10円/枚	300円/件+70円/枚	500円/巻+実費相当額	500円/巻1回	写しの作成に要する費用 は実費負担
16	特別区	中野区	0円/件	0円/件 ※許認可等は300円/件	規定無し	規定無し	規定無し	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担

No.	組織レベル	自治体名	請求手数料	実施手数料【閲覧】	実施手数料【写しの交付】 白黒コピー	実施手数料【写しの交付】 カラーコピー	実施手数料【写しの交付】 CD-R	実施手数料【視聴】	その他調整規定
17	特別区	渋谷区	0円/件	0円/枚	A4 20円/枚 A3 20円/枚	A4 60円/枚 A3 90円/枚	200円/枚 ※650メガバイト	0円/枚	
18	特別区	荒川区	0円/件	0円/件 広義住民 300円/件 その他	10円/枚	50円/枚	規定無し	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担
19	特別区	中央区	0円/件	300円/件	300円/件＋10円/枚	規定無し	300円/件 ＋80円/枚	300円/件 ※ビデオテープは500円/ 巻1回	
20	その他の市	福島市	0円/件	100円/件	100円/件＋10円/枚	100円/件＋実費の範囲内	100円/件＋実費の範囲内	100円/件	写しの作成に要する費用 は実費負担
21	その他の市	三郷市	100円/件	100円/100枚までごとに (100枚を超える分)	10円/枚	50円/枚	規定無し	200円/巻 ※2巻目以降300円/巻	
22	その他の市	木更津市	0円/件	200円/件	200円/件＋10円/枚	規定無し	規定無し	規定無し	
23	その他の市	宇和島市	300円/件	100円/100枚1回 ※許認可は、申請書ごとに 1件	20円/枚	A4 50円/枚 A3 80円/枚	150円/枚 ＋100キロバイトまでごとに200円	100円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するまで は、公開の実施は無料
24	その他の市	尾張旭市	200円/件	100円/50ページ	10円/ページ	50円/ページ	50円/枚 ＋用紙に出力したときの金額	100円/巻	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するまで は、公開の実施は無料
25	その他の市	城陽市	300円/件	規定無し	10円/枚	40円/枚	80円/枚 ＋0.5MBまでごとに200円	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担
26	その他の市	阿南市	300円/件	100円/100枚1回	10円/枚	70円/枚	150円/枚 ＋100キロバイトまでごとに200円	300円～700円/巻1回 ※媒体による	公開実施手数料が公開 請求手数料に達するまで は、公開の実施は無料
27	その他の市	三豊市	0円/件	300円/件	300円/件＋10円/枚	300円/件＋100円/枚	300円/枚＋200円/枚	300円/巻、枚	写しの作成に要する費用 は実費負担
28	その他の市	丹波市	0円/件	200円/件	200円/件＋10円/枚	200円/件＋100円/枚	200円/件＋100円/枚	規定無し	写しの作成に要する費用 は実費負担 手数料条例で設定
29	その他の市	館山市	0円/件	300円/件	300円/件＋10円/枚	300円/件＋50円/枚(A3 80 円)	300円/件＋350円/枚	300円/件	写しの作成に要する費用 は実費負担
30	その他の市	洲本市	0円/件	300円/件	300円/件＋20円/枚	300円/件＋100円/枚	規定無し	300円/件	写しの作成に要する費用 は実費負担
31	その他の市	淡路市	300円/件	規定無し	規定無し	10円/枚	100円/枚	200円/枚	写しの作成に要する費用 は実費負担
32	その他の市	指宿市	0円/件	300円/件	300円/件＋20円/枚	規定無し	規定無し	300円/巻	
33	その他の市	南房総市	0円/件	300円/件	300円/件＋10円/枚	300円/件＋100円/枚	300円/件＋100円/枚	300円/件	写しの作成に要する費用 は実費負担
34	その他の市	鴨川市	0円/件	300円/件	300円/件＋10円/枚	300円/件＋50円/枚(A3 80 円)	300円/件＋100円/枚	300円/件	写しの作成に要する費用 は実費負担

No.	組織レベル	自治体名	請求手数料	実施手数料【閲覧】	実施手数料【写しの交付】 白黒コピー	実施手数料【写しの交付】 カラーコピー	実施手数料【写しの交付】 CD-R	実施手数料【視聴】	その他調整規定
35	その他の市	四万十市	0円/件	300円/冊1回	20円/枚	規定無し	規定無し	規定無し	手数料条例で設定
36	その他の市	五條市	0円/件	200円/件	200円/件＋10円/枚	200円/件＋70円/枚	規定無し	規定無し	
37	その他の市	阿久根市	0円/件	200円/件	200円/件＋20円/枚	200円/件＋60円/枚	規定無し	規定無し	手数料条例で設定

手数料に係る答申など

No	時期	組織名	種類	手数料の是非	諮問等の内容	審査会等の意見	結果
1	平成25年8月	渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会	答申	徴収すべきである	①区議会で、受益者負担の観点から手数料の検討を求める請願が採択された。 ②公開事務には、相当の労力と費用を要している。コピー代相当の実費徴収のみでは、実際に発生する経費と比較して低廉すぎる。 ③制度を利用する者と利用しない者との公平性を図るべきである。	①全ての行政コストを計上して徴収すると高額になるため、一定範囲で負担を求めるべきである。 ②大量請求について、手数料の設定により、請求者が文書の範囲を精査するなど、適正な請求につながることも期待される。 ③請求頻度が高い公文書は、窓口等で情報提供を進め、公開請求の実質的負担を軽減することが考えられる。 ④情報提供にも努めながら、区民に対する説明責任を果たし、公正で開かれた行政の推進に資するという制度の目的を妨げないような配慮が必要である。	平成26年1月条例改正有り 写しの交付手数料を10円/枚から20円/枚に値上げ 権利の濫用規定追加「実施公開請求がこの条例の目的を逸脱するものであり、権利の濫用と認められる場合」は却下できる
2	平成24年8月	和歌山県情報公開制度懇話会	提言	閲覧についても徴収すべきである	①情報公開制度の利用の有無で、同じ納税者間に不公平がある。 ②必要な行政コストはほぼ同等なのに、写しの交付は有料、閲覧は無料である。 ③平成13年の条例改正時に手数料の徴収を検討したが、情報公開制度がまだ普及、浸透を図る過程にあることから、手数料の徴収を見送った。	①閲覧については、請求者に対し閲覧のための作業という役務を提供するため、手数料を徴収することが適当である。 ②写しの交付代には、役務の提供に係る部分もある。閲覧と統一して、写しの交付代を手数料とすることが妥当である。 ③請求件数は平成14年の1,590件であったが、平成23年には12,787件となっており、情報公開制度は広く浸透、定着している。	平成25年1月条例改正有り 実施手数料を徴収 40枚まで 10円/4枚 41枚以上 100円/40枚
3	平成22年8月	行政透明化検討チーム(内閣府)	とりまとめ	請求手数料は原則として廃止すべきである 実施手数料は引き下げるべきである	①公正で効率的な行政を実現し、政府への信頼性を回復するため、行政の活動を透明化することが必要である。 ②菅直人元内閣総理大臣が内閣発足時の所信表明演説において「情報公開法の改正を検討する」と述べている。	①請求手数料は原則として廃止する。商業的開示請求は請求手数料を徴収する。 ②実施手数料は、市中のコピー料金の低額化や行政文書の電子化に即応して引き下げを検討すべきである。経済的困難に加え、学術的利用、報道機関の代表による利用、非商業目的の調査研究等の場合にも、実施手数料を減免すべきである。 ③適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を法に明記すべきである。 ④濫用的請求に対しては、ガイドラインを作成し、適正な運用を進めることにより対処すべきである。	平成24年11月 衆議院の解散により廃案 平成25年10月 民主党から一部改正法案提出 (請求手数料は、商業的開示請求を除き廃止) 平成26年10月現在 閉会中審査
4	平成19年6月	横須賀市情報公開審査会	答申	検討すべきである	①市民と市との協働による公正で民主的なまちづくりの推進に寄与するためには、実費のみの負担とすることが望ましい。 ②①の趣旨に合致しない不適切な利用と認められる開示請求が、多く行われている。 ③開示請求者は減少しているが、開示請求件数は急激に増加している。 ④費用負担の公平性を考えると、開示請求者が経費の一部を負担すべきである。	①全ての開示請求者から一律に徴収する「公開請求手数料」の導入を検討すべきである。 ②写しの交付に要する実費負担ではなく「公開実施手数料」の導入を検討すべきである。 ③手数料の金額は、請求権の行使に支障が生じないように合理的な範囲で設定するよう配慮すべきである。	平成20年4月条例改正有り 請求手数料(300円/件)、実施手数料(閲覧100円/100枚、写しの交付20円/枚)を設定
5	平成19年6月	徳島県情報公開審査会	提言(付帯的要望)	研究すべきである	①業務目的の開示請求が多数行われている。 ②大量の資料を請求する事例が多数存在している。	①今後の開示請求の推移や県財政の状況を勘案し、必要に応じて、手数料規定について研究すべきである。	平成26年10月現在条例改正無し
6	平成13年6月	練馬区公文書公開および個人情報保護運営審議会	答申	徴収すべきでない	①公文書の請求および閲覧に要する費用は、特定者に対する個別サービスであるため、受益者負担の考えから手数料を徴収することも可能である。 ②情報公開制度は、公正、透明な区政の実現に必要な不可欠である。区の説明責任を果たす上でも重要である。	①行政情報は、区と区民が共有すべき財産的性格と、広く区民に監視・利用されるべき公共的性格が強い。	平成26年10月現在条例改正無し
7	平成12年8月	千葉県公文書公開審査会	答申	判断保留	①公開事務は特定の者に対する役務の提供であり、受益者負担の観点から手数料の徴収が必要である。(香川県解釈運用基準、情報公開制度実務便覧から引用) ②情報公開制度の運用には、人員や手続きを整備する必要がある。制度の運営のため、受益者負担及び原価補償主義に基づき手数料を設定することが考えられる。(情報公開法研究会から引用) ③公開請求権は、知る権利の保障に資するものであり、公費で賄われるべきである。(大阪府提言から引用) ④県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を推進し、開かれた県政の実現に寄与するためには、情報公開制度運用コストの全てを請求者に負担させることは適切ではない。(栃木県意見書から引用)	①公開事務は、特定の者の利用のためにする役務の供与である。実際には相当の経費がかけられている。最低限の受益者負担は当然であり、手数料を徴収することを検討すべきである。 ②情報公開制度の趣旨や県の説明責任の観点から、県民が利用しやすい制度とすべきであり、手数料を徴収すべきではない。	平成26年10月現在条例改正無し

(趣旨)

第1条 この条例は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第228条](#)の規定に基づき、別に定めるもののほか、手数料について必要な事項を定めるものとする。

(徴収の範囲)

第2条 手数料は、市の事務で特定の者のためにするものについて、その利益を受ける者から徴収する。

(徴収する事務及び金額)

第3条 手数料を徴収する事務及び金額は、[別表](#)のとおりとする。

(徴収の時期)

第4条 手数料は、[前条](#)に規定する手数料を徴収する事務の申請のとき又は当該申請に係る書類の交付のときに申請者から徴収する。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、別に定める時期に手数料を徴収することができる。

(還付)

第5条 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(減免等)

第6条 市長は、[生活保護法\(昭和25年法律第144号\)](#)の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

2 [次の各号](#)のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。

(1) 市長が定める年金その他の給付の受給者の現況に関するもので、戸籍及び住民票の記載事項による証明をするもの

(2) [道路運送車両法\(昭和26年法律第185号\)第97条の2](#)に規定する証明をするもの

(3) [健康保険法\(大正11年法律第70号\)第196条](#)に規定する証明をするもの

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、手数料を徴収することが適当でないと市長が認めるもの

(平15条例32・平24条例19・一部改正)

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

2 [前項](#)に定めるものを除くほか、手数料の収入を減損するおそれのある行為その他手数料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。